

一般質問

3月定例会の一般質問は、19日及び21日に行われました。この2日間で、9名の議員が登壇し、市政全般について、13項目にわたり、質問を行いました。(通告順に掲載しています。)

高齢者の生きがいと安心について



まつお 徳晴 議員

問

これから加速度的に進む高齢化社会で高齢者の孤独を解消し、孤立がもたらす悲劇を防ぐことが社会的課題である。そのためには高齢者が地域に出て生きがいを見つけることなどが必要となる。その一つとしてボランティア活動があり、参加しやすい環境をつくることが行政や自治会の役目だと思うが、

- ① ボランティア活動に気楽に参加できる受け皿と広報について市長はどう考えるか。
- ② 参加したくなるような施策として健康マイレージ事業があるが、実施をしてもらえないか。
- ③ 春日市に独り暮らしや高齢者のみの家庭はどのくらいあるか。
- ④ 高齢者らが出先で倒れて身元が分からない時などに役立つか見守りホルダー登録を取り入れる検討はしてもらえないか。

答

① ボランティア活動の直接支援は社会福祉協議会のボランティアセンターが行って

おり、センターを通じて受け皿づくりに積極的に支援していく。広報活動は同会だより「しあわせ」等がある。今後は市報やホームページなどを活用し、情報の提供が出来るよう努める。

② 健康マイレージ事業は、ボランティア活動や健康づくりを実践してもらう手法の一つとしてとらえるが、過去類似した制度を検討した際課題があった。実施している自治体を研究したい。

③ 一人暮らしの世帯は2630世帯、二世帯は2798世帯である。

④ 現在取り組んでいる施策の補完機能として有効性を検証し、セキュリティの課題などを整理し今後研究に努めたい。



環境行政について



こんたく 幸恵 議員

問

CO2排出量は世界的問題であり、大量生産、大量消費、大量廃棄により深刻な影響を及ぼしている。持続可能な環境を構築するため、日常的な環境問題を行政と市民が日々解決、解消する事が重要である。本市のごみ減量の施策を問う。

- ① リサイクルとごみ減量について、可燃ごみの中には40%の雑がみ等が混入しているが、雑がみ分別が行われると春日市や市民への影響や効果は。また、更なるごみ減量のための施策は。
- ② 一般家庭ごみ処理のため、「ごみ処理機等購入費補助要綱」は、電動ごみ処理機は価格の2分の1、上限2万円。生ごみ堆肥化容器は価格の2分の1、上限3千円であるが1回のみである。筑紫地区自治体は5年間に2回の申請ができるが本市の考えは。

答

① 本市の影響は年間の焼却費用が減少し、約1億円の経費節減が図られると試算さ

れる。また、市民は一般家庭の可燃ごみ袋45リットルが30リットルに変われば、年間1500円程度の節減が図れる。また、古紙集団回収事業で行なう場合、年間5000万円が見込める。

可燃ごみの40%の紙類の中の20%が雑がみであり、個別に回収する新しい仕組みを検討している。また、市民への啓発にも更なる工夫を凝らし、市民との協働によるごみ減量の推進を日々努力工夫していく。

② 生ごみ減量の推進を図る上では手動式生ごみ処理機などの利用の検討を行い、実態調査も含め、今後さらにごみ減量化に向けた普及促進や、要綱の改正を検討していきたい。



手動式生ごみ処理機と雑がみ回収袋

行政経営システム

について



前田 俊雄
議員

問

平成9年9月定例会以来事業評価を含む行政評価システムの導入を訴えてきて、平成14年5月にその導入が決定され、全事務事業についての評価が実施されてきた。その後、新たな行政経営システムを構築することを目的に、行政評価システムは平成20年度から休止されている。行政経営システムは、従来の行政評価システムをバージョンアップするものとお聞きし、注目してきたが、形として見えてきていない。そこで、次の点についてお尋ねしたい。

- ① 行政経営システムは既に構築されているのかどうか。
- ② 構築できていないとするその原因は何か。
- ③ 行政評価システムは、行政経営システムの軸となるものであり、再構築が必要ではないか。

答

① 行政経営システムについては、各部の職員による検討会を設置し、研究してきた。

平成22年度に目標のさらなる明確化、業務遂行型から成果主義への転換、職員の改革改善意識の向上といった方向性を見出し、継続して検討しているが、システム構築については時間を要しているところである。

② 行政経営システムの軸となる行政評価システムは、事務の見直しに一定の効果があつたが、評価調書を作成することが目的化し、全体として機能しなかつた。評価を予算編成に生かそうとした時、評価自体が予算獲得の査定資料という性格が強くなり、実際の評価と差異が出た。③ もうしばらく、どういう方向でいくのか、時間をいただきたい。



道路内における構築物

について

前田 俊雄
議員

問

市内各所の道路内には電柱、カーブミラー等の構築物があるが、特に住宅街にあつては、これらの構築物が車両等の走行の障害になつている箇所が見受けられる。区域によっては、構築物等によつて消防車、救急車等の緊急車両が進入出来ないところもある。そこで、3点についてお尋ねしたい。

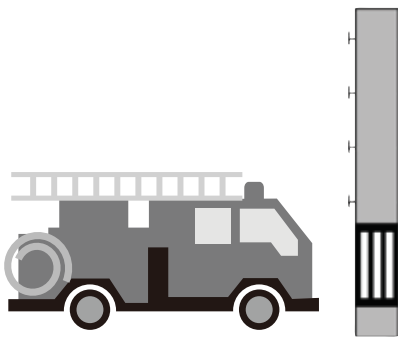
- ① 電柱等の設置箇所及び設置のし方は、どのような手続きで決定されるのか。
- ② 木造住宅が密集している住宅地内で緊急車両が進入出来ない箇所について、本市所管では把握しているのか。
- ③ 隅切りをしている部分に電柱等が設置されていて、緊急車両の進入の障害になつている箇所がある。地域の方々から要望があれば対応してくれるのか。

答

① 道路上に工作物などを設置する場合、道路法第32条の規定に基づく道路管理者の許可が必要となる。道路管理者

である市に対し許可申請があつた場合、申請者と協議を行い、その中で必要な指導を行っている。必要があれば現地立会いの上で設置箇所を決定している。

② 道路法第28条の規定に基づき、道路台帳を整備し、その現況に変化を生じた場所については毎年その内容を更新している。なお、春日・大野城・那珂川消防本部は、緊急車両が進入出来ない箇所について、車両の大きさごとに色分けをして記載した地図を各車両に備えている。③ 地域から要望が上がつてきた場合は、道路管理者、並びに必要であれば消防等も含めて現地調査をし、対応していきたい。



議会を傍聴しませんか

市議会では、市民に密接に関係するさまざまな事項を論議し、決定しています。あなたも一度、本会議や委員会を傍聴して、議員、市長、執行部の真剣なやりとりを身近で感じてみませんか。

- 一般質問は、ケーブルテレビでも生中継されています。
- 親子で傍聴できる親子席もあります。

「不育症」について



高橋 裕子 議員

問

妊娠はするものの流産、死産を繰り返す不育症に悩む女性が増えている。不育症とは妊娠はできても出産までには至らず死産、流産を2回以上繰り返す、おなかの中で赤ちゃんが育たない病気である。妊娠した女性の4割が流産の経験があり、流産を繰り返す不育症で悩む人が16人に1人の割合にいるとの報告がある。原因を突きとめ、適切な治療を行えば元気が赤ちゃんを産む可能性は高いが、不育症は一般的に認知されておらず、本人も不育症と知らずに流産で苦しんでいることが多い。検査や治療も保険適用外であり、高額になる現状がある。

①流産、死産を繰り返す女性への不育症の周知について。②不育症についての相談体制について。③公的助成制度について。

答

①不育症はその病態が多様で治療方針が定まっていないこと、ストレスなどの要因

が病態を複雑にしていること、原因不明の場合や偶発的な流産も含まれていることから、原因の見極めや治療が難しい疾患で、厚労省不育症研究班では原因や治療方法、効果も含め研究段階にあると報告されている。県など連携し、市報等で市民への周知を図りたい。②相談を受けるためには専門的な知識が必要。不育症が疑われる場合、産婦人科の受診や不妊を含めた相談は、県内に3か所ある保健福祉環境事務所に設置の不妊専門相談センターへの相談を勧めていく。③他市町の取組の状況を踏まえながら、助成の必要性について研究し、国や県に対して要望を行っていく。



「電子自治行政」について

高橋 裕子 議員

問

①多くの市民参加を促進するフェイスブックやツイッター等のソーシャルツールを使って市の情報を発信し、若い世代を含めた市民の声を分析できる情報提供を求めたい。②住民票の写し等、証明書交付について。③自治体クラウドは自庁舎にサーバ等高額な機器やシステムを持つ必要がないため行政運営の合理化、効率化が図られ、サイバー攻撃や災害時に行政情報の喪失時の業務継続計画の上から導入検討の余地はないか。④住民情報や税情報などのデータと連携しない部分的なクラウドは電子申請や公共施設予約ができるが導入の可能性は。⑤災害時ホームページ更新が出来ない時のために他市と情報発信の応援協定の取り決めを求めたい。

答

①本市はホームページや総合情報メールがあるが、どんなソーシャルツールを使っているか、どんな情報を誰に発信し、ま

たどんな運用体制がよいか整理し研究する。②実施している類似団体の経費は導入時約3千万円運用に年間約400万円さらにコンビニへ証明書1枚に1200円程度の手数料が必要で、費用対効果を見極めながら研究する。③基幹系情報システムを現在ホスト方式からサーバ方式への移行を最優先しており次の段階での研究事項とする。④他の自治体が使用しているクラウドを本市が導入する可能性はある。⑤「災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結しているが情報発信に関する条項が無いため関係所管と協議しながら検討したい。



施政方針について



野口 明美 議員

問

①新市民スポーツセンター体育館の建設について、目的と耐用年数、現時点での具体的な検討を問う。②同体育館において、災害時に飲料を無償で取り出すことのできる災害対応型自販機の設置をどうするか。③避難生活で問題となるのがトイレの数の不足と衛生面の問題であるが、緊急避難所となる同体育館建設に伴い周辺整備の際に、下水道本管利用型災害用仮設トイレの設置を提案するが見解を問う。

答

①新体育館は、生涯スポーツの拠点、競技スポーツの振興の拠点、大規模災害時における物資集積所や避難所となることを目的としている。法



市民スポーツセンター

定耐用年数は47年であるがそれ以上の使用を考えている。具体的には建設位置の検討に入っており、防災機能については関係所管との協議を始めた。②飲料水の確保は重要であるのでご指摘も踏まえて検討していく。③トイレは被災者にとって大変切実な問題である。使い易さも考慮しながら今後検討する。④春日市地域防災計画が基本的かつ総合的な計画であり、緊急時には各部の行動マニュアルになるので、策定を急ぎたい。⑤大災害時に対応できる機能を持つよう検討を行い、災害を想定した訓練を続けていきたい。

税の徴収について



坂本 靖男 議員

問

本市における税収は依然厳しい状況で、財政健全化を進めていくには、財源の根幹をなす市税や国保税を確実に徴収していくことが肝要である。

平成22年度の滞納額は市税が約12億1千万円、国保税が約13億5千万円となっている。徴収率は平成22年度、市税で89.5%、国保税は87.65%と減少傾向にある。税徴収率向上が財政運営には大変重要である。①本市のこれまでの税徴収率向上の為の取組とその効果は。②滞納者への対応は。③滞納整理のため、納税推進員等の更なる組織体制の強化が必要では。④他市町との連携による税滞納整理機構等設置の必要性は。⑤徴収率の高い他市町に習うことがあるのでは。⑥徴収率向上のため、口座振替への加入をお願いすべきでは。

答

①取組として、訪問徴収主体から差押え主体に切り替えた事、不動産差押え物件で、

省エネ対策・節電について

坂本 靖男 議員

問

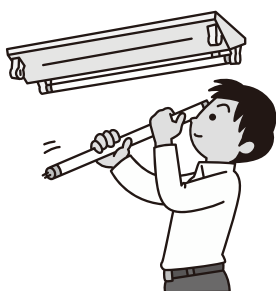
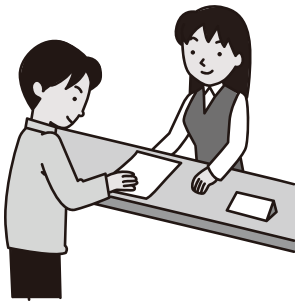
東日本大震災後、電力需給は逼迫しており、一層の節電が求められている。そこで、

①本市の施設全体の節電対策の取組と成果は。②第3期「エコオフィスプランかすが」で電気でのCO2削減のための具体的な施策は。③新設・既存における太陽光発電システム設置の考えは。④LED照明等の高効率照明の取組は。⑤「環境報告書」では、過去5年間を見てもCO2の削減目標は達成されているか、どのように分析しているのか。⑥今後建設の市営住宅や総合スポーツセンター、学校施設などに太陽光発電の設置を検討すべきでは。また、市営住宅の屋上を貸すことも選択肢としてあるのでは。⑦九州電力では、街路灯、防犯灯の料金改定を行っている。自治会への周知は。

答

①建物の整備や改修時に、省エネタイプの照明など整備しエネルギーの効率化を図っている。成果は本庁舎における

夏季4か月間で昨年度比12.3%の削減。②空調機器の温度設定管理の実施など14項目を掲げている。③高価であり、初期投資を回収する期間が試算で40年以上かかる等で見送ってきた。④設置場所や環境に適合した製品を選定し、整備している。⑤庁舎は電気等の削減に取組んできた。小中学校は5.9%増加。その要因は、春日原小学校の校舎増築等である。⑥市営住宅は厳しい。屋上部分は事業者から申し出があれば協議したい。総合スポーツセンターは実施設計の中で検討、春日東中学校改築では、将来対応出来るよう設計を行う。⑦九州電力が直接案内。



教育委員会の活性化について



岩切 幹嘉 議員

問 教育委員会の役割、具体的な活動や内容等について質問をさせていただく。

①教育行政の改善に向けて、新たな政策を実効性のあるものにしていくため、現場に身を置きながら、方向性を示す必要があると考えるが、その取組について。
②各学校の自主性を活かす観点から、新しい指針が打ち出され取り組む意欲があっても、教職員が多忙すぎて子どもと向き合う時間が不足している現状もあると思われるが、そういう課題等の取組について。
③教育を総合的に考えた場合、家庭教育というものも大事な視点になってくる。家庭内で抱えている問題も多様化してきている。その支援の取組について。

答 ①全小中学校をコミュニティ・スクールとして展開し、保護者や地域の関係者にも学校運営に参加していただく

交通行政について

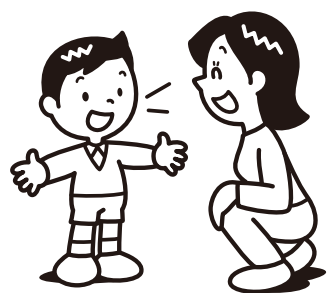


五藤 源寿 議員

問 良好な住環境を維持し快適な生活を誰もが送る都市整備は、便利で安全な道路交通や交通体系の利便性など道路整備や交通整備が重要と考える。

①交通事故の現状と事故防止の取組について②自転車の通行環境の現状と整備の在り方について③自転車利用に係るルールの周知及び指導について④自転車専用通行帯(自転車レーン)の設置について⑤天神方面への交通渋滞解消の為、長浜太宰府線及び福岡筑紫野線のどちらか県道整備の早期実現について⑥「春日市交通安全の日」の設置について、見解をお尋ねする。

答 ①交通事故発生件数は、毎年千件前後で推移している。事故防止の取組については、



共に、PTA役員の方々との意見交換会も定期的に開催している。②教職員の子どもと向き合う時間を確保する為、市独自の学校訪問の廃止、市研究指定制度の廃止、報告内容や方法の簡素化、学校の事務職員による事務支援体制の強化を図っている。また、学校の自主性については、校長の権限を強化し、予算執行権の委譲等、自主的な学校運営に向けた条件整備を図った。③家庭における教育は、原点だと考え家庭教育学級を行い、家庭教育の大切さを保護者に伝える為、入学説明会時に、子育て講演会を実施している。

年4回の県交通安全運動期間中に、各方面の協力を得て市内各所での早朝の街頭啓発や、市報への掲載など、交通安全の関心を高める事に努めている②警察が自転車の歩道通行を一部許可しているが限定的であり、連続性や回遊性に乏しい。今後警察の指針を受け環境整備方針を策定する③教育委員会から自転車の運転ルールについてチラシを配布し周知を図った④警察の総合対策の内容が示され次第、本市の方針など検討したい⑤県において調査・検討が行われており、連携しながら整備促進を図っていく⑥他の県や政令都市も参考とし必要性など検討したい。



自転車通行帯

市民の安全を大切に



村山 正美 議員

問 施政方針は、「地に足のついた安定的で、堅実な行政運営を」と述べながら、現実には市民の安全が軽視されているのではないか。

道路のマンホールの蓋が開いたり、街路樹の枝の落下で自動車に損害を与え、賠償したりしているのに再発防止の取組が不十分である。
現状のままでも、また少しの工夫で自転車や歩行者の安全を守る事のできる自転車レーンを設けることのできる道路もある。可能な所から自転車レーンを作るべきではないか。
水路に蓋かけをして歩道として利用している所は、凍結することがある。歩行者の安全のため凍結防止の塩化カルシウムの散布を行うべきではないか。

答 事故直後県道のマンホール蓋の現況調査結果に基づき、修繕が必要な20カ所の工事を行っている。市道は一般的な



調査を行っており、結果に基づき新年度に対応する。今後も幹線道路を中心に定期的に調査を行い必要な措置をする。

街路樹の枝の落下防止対策としては剪定や消毒の際に枯れ枝の除去を行い再発防止に努める。

一定の幅員を有する道路について何らかの形をと思つているが、ハード面整備の本市と運用する警察と協議が必要だと思つ、部分的に道路改良等を出来るなら関係者と協議を進めたい。

歩道の凍結の場所は地域の方が一番知つているので、今後散布を自治会の理解と協力をいたでけるかを含め、体制づくりを構築できればと考えている。

教育行政について

村山 正美 議員

問

武道の必修化が行われるが十分な安全な指導体制が確保されているのか。柔道着は衛生面から就学援助の対象にすべきではないか。

答

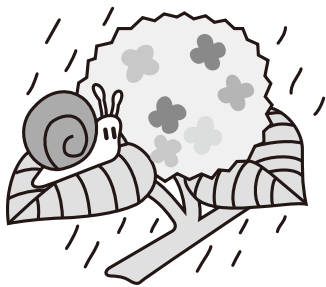
いよいよ太宰府市に特別支援学校が開校するが、進学の対象や通学バスなどは、どうなるのか。特別支援学校に通学する子どもに対して春日市の教育委員会としての支援を考えるべきではないか。

本市中学校保健体育科教員は、25人配置され、そのうち柔道の有段者は5人いる。また、22人が柔道の指導経験を積み、残り3人を含め全員が武道指導者養成研修を受講している。校長会での協議などを通して、安全かつ適切な指導の徹底に努めている。柔道着は肌に直接ではなく体操服の上から羽織る。必要に応じてクリーニングを実施し衛生面の確保に努める。柔道着は市費によって備える。特別支援学校のスクールバスは従来どおり春日市内に2コー

ス予定されている。希望者はスクールバスでの通学を保証していく。通学上の課題については、4月以降学校との情報交換の機会が設けられるので情報の収集に努めていきたい。



福岡県立太宰府特別支援学校



3月定例会 会期日程

1日 本会議 (議案の上程、提案理由の説明、議案の考案)

2日 休会 (議案の考案)

3日 休会 (閉庁)

4日 休会 (閉庁)

5日 休会 (議案の考案)

6日 本会議 (議案質疑、委員会付託)

7日 各常任委員会 (議案審査)

8日 各常任委員会 (議案審査)

9日 予算審査特別委員会 (議案審査)

10日 休会 (閉庁)

11日 休会 (閉庁)

12日 本会議 (補正予算採決)

13日 各常任委員会 (議案審査)

14日 予算審査特別委員会 (議案審査)

15日 予算審査特別委員会 (議案審査)

16日 休会

17日 休会 (閉庁)

18日 休会 (閉庁)

19日 本会議 (一般質問)

20日 休会 (閉庁)

21日 本会議 (一般質問)

22日 各常任委員会 (議案採決)

23日 予算審査特別委員会 (議案採決)

24日 休会 (閉庁)

25日 休会 (閉庁)

26日 議会運営委員会 各常任委員会 (閉会中の調査事件の調整等)

27日 本会議 (委員長報告、質疑、討論、採決)

※ お詫びと訂正

3月に発行した市議会だよりの松尾徳晴議員の答に誤字がありました。

7ページ、2段目の10、11行目 (誤) 公債費

(正) 公債費 訂正してお詫びいたします。